

事 務 連 絡
平成22年10月7日

都道府県・政令市産業廃棄物主管部（局）長 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

産業廃棄物収集運搬業許可の合理化について

産業廃棄物処理行政の推進については、かねてより御尽力いただき、ありがとうございます。

平成22年5月19日に公布された廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第34号。以下「改正法」という。）につきましては、平成23年4月1日の施行を目指し、現在、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）を始めとする関係政省令の整備を鋭意進めているところでございます。

今般、改正法の施行に伴う関係政省令の整備に合わせ、平成22年1月25日に中央環境審議会において取りまとめられました「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」中、「3.（2）②（ウ）産業廃棄物収集運搬業許可制度の簡素化」への対応として、一の政令市の区域を越えて産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者の許可に関する事務については、当該政令市の区域を管轄する都道府県知事の事務とすることを内容とする政令の改正を行う予定としており、本日より意見募集（パブリックコメント）を実施しております（資料1。環境省HP：<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=13007>参照）。

改正令の施行日前行った許可につきましては、現在内閣法制局において審査中であり、今後変更があり得ますが、現時点では資料2のとおり経過措置を設けることを予定しております。

また、産業廃棄物収集運搬業許可の合理化に係る都道府県及び指定都市等の事務の分担について、各方面から照会が多く寄せられることが予想されることから、その考え方について資料3のとおり示します。

施行に当たっては改めて施行通知を発出いたしますが、貴部（局）におかれましては、円滑な施行を行えるよう、よろしく取り計らい願います。

資料 1 (略)

資料 2 (略)

都道府県知事と政令で定める市の長の権限の整理について

1. 法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第34号）による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をいう。以下同じ。）における産業廃棄物収集運搬業者に対する行政処分は、許可処分を行う主体に属する権限と、地域の生活環境に責任を有する主体に属する権限とに大別される。
2. 今般、産業廃棄物収集運搬業許可の合理化により、一の指定都市等の区域を越えて産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者の許可に関する事務については、当該指定都市等において積替え保管を行う場合を除き、当該指定都市等の区域を管轄する都道府県知事の事務となる。これに伴い、指定都市等は許可処分を行う主体に属する権限を行使することはできなくなるが、地域の生活環境に責任を有する主体に属する権限については引き続き行使することとなるため、地域の生活環境保全上支障が生じるおそれがある場合には、今後ともこれらの権限を適切に行使されたい。
3. なお、許可処分を行う主体に属する権限と、地域の生活環境に責任を有する主体に属する権限の整理は、次のとおりである。

(1) 事業停止命令（法第14条の3）

産業廃棄物収集運搬業者に対する事業の全部又は一部の停止命令については、その発動要件の一つとして、許可基準に適合しなかったとき（法第14条の3第2号）や、許可に付した条件に違反したとき（法第14条の3第3号）があることから、許可処分を行った主体しか行い得ない性質の行政処分である。また、規定の位置からしても許可に付随する一連の許可権者の権限として規定されていることが明らかである。

(2) 許可取消処分（法第14条の3の2）

産業廃棄物収集運搬業者に対する許可の取消処分については、その発動要件の一つとして、許可基準に適合しなかったとき（法第14条の3の2第1項第1号から第4号まで及び第2項）や、不正手段により許可を取得したとき（法第14条の3の2第1項第6号）があることから、許可処分を行った主体しか行い得ない性質の行政処分である。また、規定の位置からしても許可に付随する一連の許可権者の権限として規定されていることが明らかである。

(3) 報告徴収（法第18条）及び立入検査（法第19条）

産業廃棄物の収集運搬を業とする者に対する報告徴収及び立入検査については、この法律の施行に必要な限度において実施することが可能とされており、当該業者に事業停止命令、許可取消処分、改善命令、措置命令又は行政代執行等の行政処分を行う主体は、当該行政処分を実施するために必要な範囲で報告徴収及び立入検査

を行うことができると考えられる。従って、産業廃棄物収集運搬業者の許可主体、産業廃棄物収集運搬業者による不適正処理が生じた区域を管轄する主体の何れもが行い得るものと考えられる。

(4) 改善命令（法第19条の3）

産業廃棄物収集運搬業者に対する改善命令については、産業廃棄物処理基準に適合しない収集運搬が行われた場合に発することができることとされており、そのような場合か否かを判断することが可能なのは不適合な収集運搬が行われた区域を管轄する主体である。また、規定の位置からしても、許可に付随する権限とは切り離されていると考えられる。

(5) 措置命令（法第19条の5及び第19条の6）及び行政代執行（法第19条の8）

措置命令及び行政代執行については、産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障等が生じ、又は生じるおそれがあると認められるときに、当該保管、収集、運搬又は処分を行った者に対して命ずる行政処分であり、そのような場合か否かを判断することが可能なのは、産業廃棄物処理基準に適合しない保管、収集、運搬又は処分が行われた区域を管轄する主体である。また、そもそも許可業者か否かを問わず違反行為者等に対する行政処分であることや規定の位置からも、許可に付随する権限とは切り離されていると考えられる。

行政処分の種類	権限の主体
①事業停止命令（法第14条の3）	許可処分を行った都道府県知事又は政令市長
②許可取消処分（法第14条の3の2）	許可処分を行った都道府県知事又は政令市長
③報告徴収（第18条）	許可処分を行った都道府県知事若しくは指定都市の長等又は 不適正処理が行われた区域を管轄する都道府県知事若しくは指定都市の長等
④立入検査（第19条）	許可処分を行った都道府県知事若しくは指定都市の長等又は 不適正処理が行われた区域を管轄する都道府県知事若しくは指定都市の長等
⑤改善命令（第19条の3）	不適正処理が行われた区域を管轄する都道府県知事若しくは指定都市の長等
⑥措置命令（第19条の5及び第19条の6）	不適正処理が行われた区域を管轄する都道府県知事若しくは指定都市の長等
⑦行政代執行（第19条の8）	不適正処理が行われた区域を管轄する都道府県知事若しくは指定都市の長等